8　法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出したフレキシブルディスクカートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であって法務大臣が定めるもの（第十六条第三項において「記録媒体」という。）に記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する方法によってされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。

一　認証した旨の表示

二　年月日

三　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四　嘱託を識別するための番号

［略］

（電磁的記録の保存）

第十四条　法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第八項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを磁気ディスクに記録してするものとする。

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた嘱託に係る電磁的記録の認証に関する手続については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十二号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二十条第一項及び第四項、第百四条第一項、第百五十七条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合に限る。）並びに農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第十七条第一項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

6　法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出したフレキシブルディスクカートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であって法務大臣が定めるもの（第十六条第三項において「記録媒体」という。）に記録して、嘱託人に交付してするものとする。

一　認証した旨の表示

二　年月日

三　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四　嘱託を識別するための番号

［同上］

（電磁的記録の保存）

第十四条　法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第六項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを磁気ディスクに記録してするものとする。

［2・3　同上］

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（組合員資格者から除く者の基準） **第八条**　法第二十条第一項の農林水産省令で定める基準は、同項第一号又は第三号から第五号までに定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（同条第二項の規定により同条第一項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者とみなされる者を含む。）について、同項第二号及び第六号並びに次の各号のいずれにも該当しないこととする。 一～三　（略） 四　その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあっては、その設置面積に二を乗じて得た面積。第七十五条第一項第一号において同じ。）の合計が五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。 2　（略） （家畜共済の事故除外） **第七十四条**　（略） 2　令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。 一　搾乳牛又は育成乳牛　次に掲げるいずれかの共済事故	（組合員資格者から除く者の基準） **第八条**　法第二十条第一項の農林水産省令で定める基準は、同項第一号又は第三号から第五号までに定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（同条第二項の規定により同条第一項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者とみなされる者を含む。）について、同項第二号及び第六号並びに次の各号のいずれにも該当しないこととする。 一～三　（略） 四　その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあっては、その設置面積に二を乗じて得た面積。第七十五条第一項第一号において同じ。）の合計が二アールを下回らず五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。 2　（略） （家畜共済の事故除外） **第七十四条**　（略） 2　令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。 一　搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌馬又は育成・肥育馬　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家